

地方独立行政法人大阪市立工業研究所の

研究活動における不正行為への対応等に関する規程

制定 平成27年4月1日 規程第680号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所における競争的資金等の取扱いに関する規程（以下「競争的資金取扱規程」という。）に定める地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「法人」という。）における競争的資金等の運営及び管理に関し、研究活動における不正行為の防止を図ることを目的とし、組織としての責任体制の確立による管理責任を明確にすること、及び、不正行為を事前に防止する取組を推進することを定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究不正対応等のガイドライン 文部科学省作成の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
- (2) 特定不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用の行為であり、研究不正対応等のガイドラインにおいて下記のように定められたもの
 - 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
 - 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
 - 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

2 前項に掲げるもののほか、この規程における用語の定義は、競争的資金取扱規程に定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規程は、法人における研究業務の内、競争的資金等に係る事業において実施する研究における特定不正行為に適用する。なお、競争的資金等の取扱いに係る案件は、競争的資金取扱規程に定める。

(責任体系)

第4条 研究活動における不正行為を防止するための責任体系は、競争的資金取扱規程第4条に定める。

第2章 不正行為を抑止する環境整備

(研究倫理教育)

第5条 法人及び法人において研究活動を実施する職員等は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所倫理綱領に基づき、高い倫理観と良識を持ち、自立的な行動基準の下、研究業務の遂行に当たらなければならない。

- 2 法人は、職員等の研究者倫理の向上を図るべく、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を定期的実施しなければならない。
- 3 研究倫理教育を実施する法人組織として、研究企画委員会を充て、同委員会委員長を研究倫理教育責任者とする。

- 4 研究倫理教育は、職員等を対象とするほか、競争的資金等に係る事業において共同して研究を実施する企業の研究者等に対しても実施できるものとする。
- 5 職員等の内、指導的立場の研究者に対しても、必要な研究倫理教育を実施する。

(研究データの管理・保管・開示)

第6条 研究成果の第三者による検証可能性を確保するために、法人は取得した研究データを適切に管理し、一定期間保管し、必要に応じて開示しなければならない。

- 2 前項の適切かつ実効的な運用のため、研究データの種類、記録・管理・保管方法、保管期間、開示方法等については、地方独立行政法人大阪市立工業研究所研究データ取扱要綱に定める。

第3章 特定不正行為の告発への対応

(告発等受付窓口)

第7条 法人内外からの特定不正行為に関する通報又は告発及び告発の意思を明示しない相談を受ける告発等受付窓口の設置については、競争的資金取扱規程第9条に定める。

(告発等の取扱い)

第8条 告発等の取扱いは、競争的資金取扱規程第10条に定める。

(告発者等・被告発者の取扱い)

第9条 告発者等・被告発者の取扱いは、競争的資金取扱規程第11条に定める。

(告発等の受付によらないものの取扱い)

第10条 告発等の受付によらないものの取扱いは、競争的資金取扱規程第12条に定める。

第4章 特定不正行為の告発に係る事案の調査

第1節 調査を行う機関

(調査を行う機関)

第11条 職員等に係る特定不正行為の告発等があった場合、原則として、法人が告発された事案の調査を行う。

- 2 被告発者が職員等及び他の研究機関の研究者の複数の場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、法人を含め所属する複数の研究機関が合同で調査を行う。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができるものとする。
- 3 被告発者が職員等であり、他の研究機関で行った研究活動に係る告発等があった場合、法人と当該研究機関が合同で、告発された事案の調査を行う。
- 4 被告発者が他の研究機関に所属する研究者であり、法人で行った研究活動に係る告発等があった場合、当該研究機関と法人が合同で、告発された事案の調査を行う。
- 5 被告発者が法人を離職した研究者であり、被告発者が職員等である期間に告発された事案に係る研究活動を行っていた場合、現に所属する研究機関と法人が合同で、告発された事案の調査を行う。ただし、被告発者が法人を離職後、どの研究機関にも所属していない場合、法人が告発された事案の調査を行う。
- 6 被告発者が職員等であり、被告発者が以前に他の研究機関に所属した期間に告発された事案に係る研究活動を行っていた場合、法人と当該研究機関が合同で、告発された事案の調査を行う。
- 7 前6項において法人が告発された事案の調査を行うこととなった場合、被告発者が現に法人に所属しているかどうかにかかわらず、法人は誠実に調査を行わなければならない。
- 8 第1項から第6項において法人が告発された事案の調査を行うこととなった場合であっても、告発された事案に係る研究活動の所管機関等が、法人による当該調査の実施が極めて困難であると特に認めた場合は、当該所管機関等が当該調査を行うものとする。この場合、法

人が当該所管機関等から協力を求められた場合、誠実に協力しなければならない。

- 9 法人は、他の機関や学協会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。このとき、第9条に定める告発者等・被告発者の取扱い及び第4章の特定不正行為の告発に係る事案の調査は、委託された機関等又は調査に協力する機関等に準用されるものとする。

第2節 告発に対する調査体制・方法

(予備調査)

第12条 受け付けた告発等に係る予備調査を実施する法人組織として、研究企画委員会を充てる。ただし、予備調査を実施する同委員会の委員は、当該告発等と利害関係を持つ事案に関与しないものとする。

- 2 第7条に定める告発等受付窓口は、第8条に従って告発等を受け付けることを決定した場合、当該告発等の内容を研究企画委員会に速やかに報告する。

- 3 告発等の内容の報告を受けた研究企画委員会は、次の各号に定める項目等を基に、速やかに告発内容の合理性や調査可能性等について予備調査を実施する。

- (1) 告発された特定不正行為が行われた可能性
- (2) 告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性
- (3) 告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、次の保存期間を超えるか否か

ア 生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間

イ 被告発者が所属する研究機関が定める保存期間

- 4 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断する。

- 5 研究企画委員会は、告発等の受付日より原則として30日以内に予備調査を完了し、本調査を行うか否か決定する。また、予備調査の結果及び本調査の要否を全責任者に速やかに報告しなければならない。

- 6 予備調査の結果、本調査を行うべきことが決定された場合、法人は次条に定める本調査を実施する。

- 7 予備調査の結果、本調査を行わないことが決定された場合、その旨を理由とともに告発者に通知する。この場合、研究企画委員会は当該予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る所管機関等又は告発者の求めに応じて開示するものとする。

(本調査)

第13条 前条第6項により本調査を実施するに当たり、法人は告発者及び被告発者に対し、本調査を実施することを通知し、調査への協力を求める。被告発者が法人以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者を特定されないよう周到に配慮しなければならない。

- 2 法人は、当該事案に係る所管機関等及び文部科学省（科学研究費助成事業の場合）に本調査を実施する旨を報告する。

- 3 最高管理責任者は、速やかに調査委員会を告発等毎に設置しなければならない。

- 4 最高管理責任者は、調査委員会の委員長の任に当たるとともに、次2項に定める委員を任命する。また、調査の完了までに必要に応じて新たな委員を任命できるものとする。

- 5 調査委員会の委員は、当該告発等の内容を考慮して、全責任者の中から任命する。ただし、当該告発者等及び当該被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 6 前項で定める委員の他、最高管理責任者が適当と認める法人外部の有識者の委員（以下「外部委員」という。）を加えるものとする。なお、当該外部委員は、法人及び当該告発者等、当該被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。また、調査委員会の委員の半数以上は外部委員で構成するものとする。
- 7 法人は、調査委員会のすべての委員の氏名及び所属を、告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、原則として10日以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、法人は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 8 調査委員会は、本調査の実施の決定後、原則として30日以内に本調査を開始しなければならない。
- 9 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行う。この際、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。
- 10 告発された特定不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、法人が合理的に必要と判断する範囲内において、これを行うものとする。その際、再実験等は調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。
- 11 調査委員会は、最高管理責任者が直轄する組織であり、競争的資金等に係る事業の運営及び管理に携わる法人の他の部署からは独立し、告発された特定不正行為が行われた可能性の調査を実施するための権限を有するものとする。調査委員会の組織と権限を告発者及び被告発者等の関係者に周知するものとする。この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者等の関係者は誠実に協力しなければならない。また、法人以外の機関において調査がなされる場合、法人は当該機関に協力を要請するものとする。
- 12 調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。
- 13 本調査に当たって、法人は告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとらなければならない。また、告発された事案に係る研究活動が他機関で行われた場合、当該機関に告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置を要請しなければならない。
- 14 他機関が実施する本調査において、告発された事案に係る研究活動が本法人で行われた場合、法人は告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとらなければならない。
- 15 前2項における証拠の保全措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動は制限されないものとする。
- 16 法人は、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした所管機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該所管機関等に提出しなければならない。
- 17 調査に当たって、法人は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。

第3節 特定不正行為の認定

（認定）

第14条 本調査の開始後、調査委員会は原則として150日以内に調査を完了し、調査した

内容をまとめなければならない。

- 2 調査委員会は、第16条に定める認定基準に従って特定不正行為が行われたか否かを認定する。
- 3 特定不正行為が行われたと認定する場合は、その内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割の認定を行うものとする。
- 4 特定不正行為が行われなかったと認定する場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せて当該告発が悪意に基づくものである旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 前2項に係る認定を終了したときは、調査委員会は直ちに法人に報告しなければならない。
(特定不正行為の疑惑への説明責任)

第15条 調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
(認定基準)

第16条 調査委員会は、前条に定める被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行う。なお、証拠の証明力は、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から、客観的不正行為事実及び故意性等を基に、調査委員会が判断するものとする。ただし、被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。

- 2 特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定する。
- 3 被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不existenceなど、本来存在するべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも特定不正行為と認定する。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不existenceなどが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。
- 4 前条に定める説明責任の程度並びに本条前2項に定める本来存在するべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会が判断する。

(調査結果の通知及び報告)

第17条 法人は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知しなければならない。被告発者が法人以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも当該調査結果を通知する。

- 2 法人は、調査結果をその事案に係る所管機関等及び文部科学省（科学研究費助成事業の場合）に報告しなければならない。その報告書には、研究不正対応等のガイドラインの参考資料に記載された、様式第1に定める事項を盛り込むものとする。
- 3 告発が第14条第4項に定める悪意に基づくものであると調査委員会が認定した場合、法

人はその旨を告発者の所属機関に通知する。

(不服申立て)

第18条 特定不正行為と認定された場合、被告発者は原則として30日以内に法人に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が第14条第4項に定める悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については第14条第4項を準用する。)は、当該認定について、前項の例により不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は当該調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、法人は、同委員の交代若しくは追加、又は当該調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、法人が当該不服申立てについて当該調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 特定不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会(前項の調査委員会に代わる者を含む。以下本条において同じ。)は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに法人に報告し、法人は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものであると調査委員会が判断するときは、法人は以後の不服申立てを受け付けられないことができる。

5 第1項の不服申立てについて、再調査を実施する決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を実施せず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちにその旨を法人に報告し、法人は被告発者に当該決定を通知する。

6 法人は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。加えて、法人は、その事案に係る所管機関等及び文部科学省(科学研究費助成事業の場合)に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

7 調査委員会が再調査を開始した場合は、原則として50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに法人に報告する。法人は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。加えて、法人は、その事案に係る所管機関等及び文部科学省(科学研究費助成事業の場合)に報告する。

8 第2項の悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、法人は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、法人は、その事案に係る所管機関等及び文部科学省(科学研究費助成事業の場合)に報告する。

9 第2項の悪意に基づく告発と認定された告発者からの不服申立てについては、原則として30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに法人に報告する。法人は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、法人は、その事案に係る所管機関等及び文部科学省(科学研究費助成事業の場合)に報告する。

(調査結果の公表)

第19条 法人は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

2 法人は、特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。悪意に基づく告発の認定があったときは、

調査結果を公表する。

- 3 前2項で公表する調査結果の内容は、第17条第2項に定める所管機関等への報告書に記載された内容に準じるものとする。

(告発者及び被告発者に対する措置)

第20条 特定不正行為が行われたとの認定があった場合、特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)の中で法人に所属する被認定者に対して、法人は第3項に基づき適切な処置をとるとともに、特定不正行為と認定された論文等の取下げを勧告する。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された場合、法人に所属する告発者に対して、法人は次項に基づき適切な処置を行う。

- 3 前2項の処置については、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員懲戒規程に基づき設置される職員懲戒審査委員会の調査結果により、不正の内容、関与した者及びその程度等について明確にした上で就業規則第54条に定める懲戒処分を行う。さらに、行為の悪質性が高い場合には、法人は刑事告発や民事訴訟の法的な手続きをすることがある。

第5章 その他

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別途理事長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

調査結果の報告書に盛り込むべき事項

- 経緯・概要
 - 発覚の時期及び契機（※「告発」の場合はその内容・時期等）
 - 調査に至った経緯等

- 調査
 - 調査体制（※調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会の設置）
 - 調査内容
 - ・ 調査期間
 - ・ 調査対象（※対象者、対象研究活動、対象経費〔競争的資金等、基盤的経費〕）
 - ・ 調査方法
 - ・ 手順（例：書面調査〔当該研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査等〕、関係者のヒアリング、再実験を行った場合は、その内容及び結果等）
 - ・ 調査委員会の構成（氏名・所属を含む。）、開催日時・内容等
- 調査の結果（特定不正行為の内容）
 - 認定した特定不正行為の種別（例：捏造、改ざん、盗用）
 - 特定不正行為に係る研究者（※共謀者を含む。）
 - ① 特定不正行為に関与したと認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
 - ② 特定不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
 - 特定不正行為が行われた経費・研究課題（競争的資金等）
 - ・ 制度名
 - ・ 研究種目名、研究課題名、研究期間
 - ・ 交付決定額又は委託契約額
 - ・ 研究代表者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - ・ 研究分担者及び連携研究者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - 特定不正行為の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること）
 - ・ 手法
 - ・ 内容
 - ・ 特定不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその用途
 - 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

- 調査機関がこれまで行った措置の内容（例）競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等

- 特定不正行為の発生要因と再発防止策
 - 発生要因（不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規程の整備状況を含む。）（※可能な限り詳細に記載すること）
 - 再発防止策